

◎新潟県教育委員会訓令第4号

教育庁本庁  
出先機関  
教育機関

新潟県教育委員会文書規程（平成7年9月新潟県教育長訓令第16号）の一部を次の表のように改正し、令和8年4月1日から実施する。

令和8年3月30日

新潟県教育委員会  
教育長 太田 勇二

（太枠部分は改正部分）

改正後		改正前	
<b>別表第2</b>		<b>別表第2</b>	
記号	出先機関及び教育機関の名称	記号	出先機関及び教育機関の名称
(略)		(略)	
教下越	下越教育事務所	教下越	下越教育事務所
<b>教遠セ</b>	<b>遠隔教育配信センター</b>		
(略)		(略)	